

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規定

社会福祉法人りんご会

りんごの木保育園

社会福祉法人りんご会

評議員・役員の報酬及び費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人りんご会（以下「本会」という）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条によるものをいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

2 役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条第1号、第2号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近隣地以外の旅行に関する

るものを対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。

- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規定の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は法人登記日より施行する。

法人登記日 平成28年9月14日

この規程は、平成29年6月14日より施行する。

この規程は、令和元年度6月26日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	種別	報酬日額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	評議員会出席報酬	5,000円	200,000円

別表2 役員の報酬

役員	種別	報酬日額(1人当たり)	年間総額(合計)			
役員 の 報 酬	理事	理事会出席報酬	5,000円	240,000円	320,000円	
		評議員会出席報酬	5,000円			
		理事業務報酬等	5,000円			
	監事	理事会出席報酬	5,000円	80,000円		320,000円
		評議員会出席報酬	5,000円			
		監事監査報酬	10,000円			
		監事指導報酬等	5,000円			